

鶴ヶ島市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年2月25日

鶴ヶ島市監査委員 内野睦巳

鶴ヶ島市監査委員 近藤英基

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査）及び定例監査（同法同条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

- (1) 鶴ヶ島市立新町小学校
- (2) 鶴ヶ島市立富士見中学校

4 監査の着眼点

令和3年度（4月から12月まで）の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行が法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料を精査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所402会議室

日程：令和4年2月3日

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

(1) 鶴ヶ島市立新町小学校

ア 学校の概要

(ア) 学校教育目標

かがやく自分へチャレンジ

(イ) 目指す学校像

一人一人が輝き、笑顔と確かな学びにあふれる学校

(ウ) 教職員数及び児童数（令和3年度学校基本調査）

教職員30人、児童420人

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

一部適正さを欠く処理が見受けられた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

(カ) 意見

当該学校施設では、複数箇所にあたる雨漏りによる天井の腐食などから、教育活動や児童生徒の安全に支障を来す恐れのある事例や、保健室のドアの故障により生徒が安全に利用できないと思われる事例など、早急な修繕が必要とされる箇所が見受けられた。

このような箇所を長期間放置することは、児童の健全な教育環境及び安全確保の観点から大きなリスクがあると思料する。

大規模修繕には多額の費用を要し、予算措置が困難であることは一定程度理解するところではあるが、こうしたことを要因として施設の劣化が進行することは、さらなる修繕費用の増大を招くことにもなりかねない。

このことから、早急に必要箇所の修繕を実施されたい。

(2) 鶴ヶ島市立富士見中学校

ア 学校の概要

(ア) 学校教育目標

心を磨き 本気で学び たくましく

(イ) 目指す学校像

感動と笑顔あふれる富士見中学校

～感動体験が生徒を成長させる。笑顔は生徒の最大の魅力～

(ウ) 教職員数及び児童数（令和3年度学校基本調査）

教職員27人、生徒261人

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。